

第 6 次

太良町行財政改革大綱 (持続可能で安定的な行政経営)

平成27年2月

太 良 町

第6次行財政改革大綱の策定にあたって

本町は、平成24年3月に「第4次太良町総合計画」を策定し、将来を見据えたまちづくりの実現に向けて新たな8年をスタートしました。

計画の中に描いている町の将来像「自然と希望があふれるまち・たら みんなでつくるいきいきにぎわい拠点」の実現を図るため、6つの基本目標を定め、「町民力」を活かした「協働のまちづくり」の更なる推進を大きな柱としております。

私たちのまち「太良町」をより一層「活力ある魅力あふれるまち」とするためには、職員のスキルアップはもとより、町民皆様の知恵や経験、そして活動の力を原点とした自治体運営が必要不可欠となります。住み慣れた地域で、町民、団体、企業等の皆様が、まちづくりの主人公として町政に参画していただくことで、皆様のニーズを反映した質の高い行政サービスを提供していきたいと考えております。

本大綱では、平成22年度からの「第5次行財政改革大綱」を基本的に引き継ぎ、スリム化された現状をキープしながらも、更なる行政効率を高める取り組みを行い、現下の厳しい社会経済環境を克服し、10年、20年先の未来を見据えた本町における行財政改革の基本的な考え方と方向性を示しております。

本大綱を踏まえ、町民、団体、企業等の多様な担い手と一体となった活力と魅力あふれるまちづくりを進め、持続可能で安定的な行政経営を目指して更に進化を続けていきます。皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平成27年2月

太良町長 岩島正昭

もくじ

I	はじめに	1
II	行財政改革の基本方針	2
1.	行財政改革の基本理念	2
2.	行財政改革の基本姿勢	2
III	行財政改革の期間及び推進方法	2
1.	計画期間	2
2.	計画の推進方法	3
IV	行財政改革の具体的な推進項目	3
1.	財政の健全化	3
①	自主財源の確保	4
2.	事務事業の効率化	4
①	組織機構の見直し・定員管理の適正化	4
②	効率化のための業務改善	4
③	協働の推進	5
④	補助金等の整理合理化	5
⑤	公営企業の経営健全化	5
3.	町民に開かれた行政の推進	5
①	情報公開の推進	5
②	住民参画の推進	6
4.	人材の育成	6
①	職員の意識改革と人材育成	6

I はじめに

本町では、昭和60年に「太良町行財政改革大綱」を策定以来、町民の生活意識や価値観の多様化、社会経済状況の変化などに対応するために、これまで4回の大綱の改訂を行い、人件費の抑制、補助金等の見直し、事務事業の効率化などの行財政改革を進めてきました。

しかしながら今、私たち地方公共団体を取り巻く環境は厳しさを増しています。著しい人口の減少、依然として厳しい地域経済状況の中で、税収の大幅な増加は見込めません。加えて、高齢化の進行などによる社会保障関係費の増加など、財源不足が顕在化しており、財政健全化に向けた取り組みは急務の課題となっています。また、少子化や単身者・高齢者世帯の増加など、社会構造が大きく変化する中で、多種多様な町民ニーズへの対応や自己決定・自己責任の原則に基づく行政運営が求められています。

こうした中で取り組む行財政改革は、限られた財源のもとで優先順位を付けた上で、真に必要な行政サービスの質的向上を図っていくことが必要であると考えます。同時に、行政、町民、企業、NPO法人など様々な活動主体が、公共の領域を担う当事者としてパートナーシップを構築することで、地域力を結集し、公共サービスを更に充実させていく仕組みづくりを推進していくかなければなりません。このパートナーシップを構築していく中で、行政は主体的に自己改革し、社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる組織体制を整えていく必要があります。

II 行財政改革の基本方針

1 行財政改革の基本理念

今後の財政を取り巻く状況は大変厳しいものがあることから、行財政改革の手を緩めるわけにはいきません。

今後の行財政改革は、持続可能で安定的な行政経営を行っていくために、より一層限りある人と予算の効率性を高めて、質の高い行政サービスを提供していかなければなりません。

このため、町が実施している施策、事務事業について、必要性、緊急性、有効性、効率性の観点から改めて点検し、徹底的な無駄の排除を行う一方で、戦略的に重点分野として位置付ける施策には重点配分するなど、選択と集中による経営資源の最適配分を図り、町民生活の安定と質の向上、時代の変化に対応する持続可能な政策推進に向け、行財政改革の成果を最大限町民に還元できるよう取り組んでいきます。

2 行財政改革の基本姿勢

これまでの効率性を追求する「管理（コントロール）」だけではなく、今後は更に行政を「経営（マネジメント）」するという視点に立ち、限られた経営資源（人・物・金・情報・時間）を有機的に結び付け、迅速性、的確性、実効性を追求し、町民の満足度を高める行政サービスを効率的に提供していく質的な行財政改革を併せて行う「経営型行政運営」への転換を進めていきます。

III 行財政改革の期間及び推進方法

1 計画期間

本大綱は、平成27年度から平成31年度までの5カ年を計画期間とします。

2 計画の推進方法

この大綱の基本方針を踏まえて推進項目を定め、その推進項目を達成するための手段として、具体的な実施項目及び実施年次を定めた実施計画の策定を行い推進していきます。

また、国の制度の変更や社会経済情勢の変化等を踏まえ、大綱や実施計画の見直しを必要とする場合は適宜検討を行い、情勢に対応できるように見直しも可能とします。

IV 行財政改革の具体的推進項目

限られた人員、予算などの中で「行財政の効率化」をいかにして図っていくかが行財政改革の課題とも言えます。既存の施策・事務事業の改善を図り、効果の薄い施策は勇気を持って廃止しながら、財源と人的資源を重要施策へ重点的に配分する仕組みを構築していくことが喫緊の課題です。

そのためには、様々な行政課題に柔軟に対応できる職員の育成が重要です。また、活力と魅力あふれるまちづくりへ積極的にチャレンジする組織風土づくりも欠かせません。

町民等との対話から町政に対する要望を的確に把握し、適切に解決することで行政と町民の信頼関係の強化に努め、総合計画に掲げた町の将来像である「自然と希望があふれるまち・たら みんなでつくるいきいきにぎわい拠点」の実現を目指しながら、次の項目を柱として行財政改革に取り組んでいきます。

1 財政の健全化

健全で持続可能な規律ある財政運営を確保するとともに、次世代の負担を軽減し、未来に向けた必要な投資を進めていくため、中期的な財政見通しに基づく財政運営の指針となる「中期財政計画」を策定し、施策、事務事業の選択と集中による適切な財源配分に創意工夫をした予算編成を通じて、歳入に見合った歳出構造への転換を図り、財政の健全化に努めます。

① 自主財源の確保

住民に最も身近なサービスの提供を担う地方自治体は、いかなる財政状況下においても、住民ニーズに的確に対応し、将来にわたり持続可能な財政運営を進めていかなければなりません。これらに対応し得る安定した財源を確保するため、町税の安定的確保、受益者負担の見直し、町有財産の売却・有効活用など自主財源の確保に努めます。

また、有料広告募集等についても引き続き取り組んでいきます。

2 事務事業の効率化

本町にふさわしい行政サービスを提供するために、限られた経営資源の中で「最小の経費で最大の効果をあげる」ことを基本として、事務事業や組織機構のあり方について検証し、その結果に基づき、事業の見直しを行い、事務事業の効率的かつ効果的な実施に努めます。

① 組織機構の見直し・定員管理の適正化

高度化・多様化する住民ニーズや新たな行政課題に的確かつ迅速に対応できる行政組織の再構築が必要であることから、情勢に応じた組織機構の見直しを行うとともに、政策形成・総合調整機能の充実を図り、組織内の有機的、横断的、弾力的な連携を推進します。

組織機構の見直しにあたっては、合理的かつ効率的で、町民の視点に立った分りやすい、利便性の高い組織機構の構築に努めます。

また、定員管理にあたっては、これまでも職員定数の適正な管理に努めてきましたが、最小の人員で最大の効果をあげるため、職員一人ひとりの業務量を的確に把握し、職員間の負担の公平化に配慮し適正な配置を図ります。

② 効率化のための業務改善

現在、経営資源を有効かつ効率的に運用するため、事務事業の達成度や成果を重視した行政評価制度を行っております。今後は、本制度の位置付けを明確化するとともに、課題となっている外部評価について検討を行い、予算編成等に反映していくことにより事業の選択と集中を図ります。

また、行政の事務効率化と活性化を促進するため、更なる民間活力の導入を推進します。

③ 協働の推進

町民のニーズや視点を各種施策に的確に反映させ、豊かな地域社会を形成するため、町政運営への町民参画を促進し、町民と行政が協働した魅力あるまちづくりを推進するとともに、地方分権に対応した自立した自治体経営の確立を図ります。

④ 補助金等の整理合理化

補助金については、認定及び交付についての基準の明確化を図り、既存の補助金についても、行政の責任分野、経費負担のあり方、対象団体の活動状況等を精査のうえ、実情に合わなくなつたもの、既に目的や役割を終えているものについては、統廃合をするなどの見直しを行います。

負担金については、金額に見合う効果が得られているかを十分検証し、参加の意義等を含め検討を行います。

⑤ 公営企業の経営健全化

公営企業経営の基本は、常に企業の経済性を發揮しながら、その目的である公共の福祉を増進するよう運営されなければなりません。今後、更なる経営の合理化・効率化を積極的に推進し、将来にわたる経営基盤の安定化に努めます。

3 町民に開かれた行政の推進

町民に対する行政情報を積極的に提供するとともに、行政としての説明責任を果たし、行政運営の透明性の向上と公正の確保を図るため、様々な媒体による分かりやすい行政情報の発信に努め、町民との情報共有を推進します。

① 情報公開の推進

政策情報や財政情報などを分かりやすく積極的に公開するとともに、広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ等の行政情報提供手段の改善に取り組み、町民への説明責任を果たすべく積極的な情報の公開を推進します。

② 住民参画の推進

町民の多種多様なニーズによる課題に対応し、町民の意見や発想を起点とした行政の推進に向けて、各種行政計画の策定における委員等の一般公募、ワークショップ、パブリックコメントを推進し、町民が町づくりに自立的・積極的に参画するための体制づくりに努めます。

4 人材の育成

地方分権の進展により、様々な権限移譲事務をはじめとする新たな行政需要への的確かつ柔軟な対応が求められている中、町民の多種・多様なニーズに対応するため、地方分権時代の担い手にふさわしい人材の育成を図ります。

① 職員の意識改革と人材育成

職員には、町の施策に対する適切な理解力、幅広い知識や教養、さらには、政策形成能力や実行力が求められています。職員一人ひとりが、自己啓発・自己研鑽を基本として、政策形成能力の向上及び専門的知識の習得に努め、主体性と責任を持って政策を達成できるよう、職員の資質向上を図るための職員研修の充実を図り、地方分権時代に見合った質の高い行政サービスを提供できる人材を育成します。